

労 審 発 第 1353 号
令 和 3 年 11 月 30 日

厚生労働大臣
後藤 茂之 殿

労働政策審議会
会長 清家 篤



令和3年11月30日付け厚生労働省発基1130第7号をもって労働政策審議会に諮問のあった「労働基準法施行規則第六十九条の三第二項第二号の規定に基づき厚生労働大臣が定める要件案要綱」については、本審議会は、下記のとおり答申する。

記

別紙「記」のとおり。

別紙

令和3年11月30日

労働政策審議会

会長 清家 篤 殿

労働条件分科会

分科会長 荒木 尚志

「労働基準法施行規則第六十九条の三第二項第二号の規定
に基づき厚生労働大臣が定める要件案要綱」について

令和3年11月30日付け厚生労働省発基1130第7号をもって労働政策審議会
に諮問のあった標記については、本分科会は、下記のとおり報告する。

記

要綱については、おおむね妥当と考える。